

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年9月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年10月14日まで縦覧に供する。

令和7年9月16日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上連堰地区	三木町農林課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 車堰地区	〃